

## 2024年度緊急災害対応に関する定期報告（資機材調査）の記載について

「2024年度 緊急災害対応に関する定期報告（資機材調査）」は、当機関 防災業務計画—第2編—第2章—第6節 資機材・人員等—1. 資機材・人員等の確保と情報の提出（P9）に基づき、全ての会員事業者様を対象に報告書の作成をお願いするものです。

報告書作成のお願い（会員情報管理システムにおけるメール）は、本機関の会員情報管理システムにご登録いただきました管理者様また資機材（防災）担当者様あて送付しておりますが、ご担当違いの場合には、恐れ入りますが、資機材（防災）担当者様へご転送をお願いいたします。（会員情報管理システムへの資機材（防災）担当者様の登録もあわせてお願いいたします。）

以下に、本年度の定期報告の作成についての注意事項を記載しておりますので、ご確認ください。

### （報告書の作成・提出方法について）

- ・報告用紙は、全事業者共通のフォーマットとなっております。フォーマットは共通ですが、事業者種別（ライセンス）ごとに必要記載事項が異なります。詳細については、報告用紙の中の一番左のシート「事業者種別ごとの必要記載事項」をご参照ください。
- ・報告書は、事業者コードごとに一部作成をお願いいたします。複数の事業者種別（ライセンス）に該当する場合であっても、報告書は一部にとりまとめをお願いいたします。また、グループ会社であることを理由に、複数の事業者コードの報告を一部の報告用紙に記載することはご遠慮ください。
- ・報告書は、報告用紙内にある記載例に従い、ご作成をお願いいたします。報告用紙は、当機関において編集作業を行う都合上、エクセルファイルにてご提出をお願いいたします。（PDFでの提出は厳禁とさせていただきます。）

### （記載事項について）

- ・報告用紙（1）1「火力発電所」について、定期報告で記載をお願いする発電所の対象は、電気事業用の発電設備です。自家発など事業の用に供しない発電設備は除きます。
- ・報告用紙（1）について、太陽光発電所、風力発電所、地熱発電所等の再エネ発電所についての所在地、性能については調査の対象外（出力を調整することが困難なため）としておりますが、これら再エネ発電所を運用する事業者様におかれましても、報告用紙（4）災害対応人員及び（6）連絡先のご報告は必要となりますので、ご注意ください。
- ・報告用紙（2）2「ポータブル発電機」については、台数が多い場合は、クラス別に集約して報告いただいても構いません。
- ・報告用紙（3）「災害対応資機材」については、電気設備の復旧に使用する資機材を記入してください。防災用品全般は該当しません。

- ・報告用紙（４）「災害対応のための人員の状況」については、災害時の対応要員に指定している人員数を概数で結構ですので記載してください。対応要員がいない場合は、「０」と記載してください。
- ・報告用紙（５）の需給調整契約の締結の状況については、該当する場合は、概要を記載してください。（様式は自由です。）
- ・報告用紙（６）「連絡先」について、会員事業者様からの委託を受けて、会員でない事業者様が連絡先となる場合は、所属部署欄に、法人名と部署名を記載してください。
- ・報告用紙（６）「連絡先」の（１）平常時のご連絡の「事業者名、事業者コード、所属・役職、氏名、メールアドレス、電話番号」については、会員情報管理システムにおける資機材（防災）担当者様の登録内容と一致させてください。登録がお済みでない場合は、あわせてご登録をお願いいたします。

以上